

刺し網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
かます刺し網	土佐清水市清水・越界（すべり箸）共同漁業権境界基点から磁針方位257度0分の線及び同市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、越港内の区域を除く。	11月1日から翌年7月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線から同市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、養老港内の区域を除く。	7月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
きす刺し網	安芸市伊尾木不動大師岩共同漁業権境界基点から磁針方位222度0分の線以西及び安芸郡芸西村長谷寄穴箸県漁場基点第42号から磁針方位185度0分の線に至る海域中最大高潮時の海岸線から沖合300メートル以内の海域	5月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点A 香南市夜須町手結崎灯台基点 基点B 高知市浦戸防波堤船びき基点	5月1日から10月31日まで	50馬力(143キロワット)以下の	許可証に記載されている船舶の総	漁業権区域で操業する場合は、漁

基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点D 高知市仁井田中の栈橋であれ防波堤基点 基点E 高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点 基点F 高知市仁井田九窪 42 番地 30 号高知港東境界基点 点ア 基点Eから磁針方位 167 度 0 分の線上最大高潮時の海岸線から 沖合 1,700 メートルの点 点イ 基点Dから基点Bを見通した線から左に 14 度 59 分の線と基点 Bから基点Dを見通した線から右に 126 度 36 分の線との交点 点ウ 点イから磁針方位 159 度 0 分の線上点イから 625 メートルの点 点エ 基点Fから真方位 162 度 30 分の線と点アと点ウとを結ぶ直線と の交点 【区域】 基点Bから基点Cを見通した線から左に 106 度 34 分の線以東及び基 点Aから磁針方位 184 度 0 分の線に至る海域中距岸 3,000 メートル以 内の区域。ただし、基点D点イ、点イウ、点ウエ及び点エ基点Fを結ぶ 4 直線並びに基点D F 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を 除く。		範囲におい て許可証に 記載されて いる推進機 関の馬力数	トン数	業権者の同 意のある者
高知市浦戸防波堤船びき基点から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を見 通した線から左に106度34分の線以西及び仁淀川東岸基点から磁針方位 160度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域。ただし、次 に掲げる区域を除く。 (ア) 次の a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び d と a とを直線で結んだ線により囲まれた海域	4 月 1 日 から 12 月 31 日まで	50馬力(143 キ ロ ワ ッ ト) 以下 の範囲におい て許可証に 記載されて	許 可 証 に 記 載 され て い る 船 舶 の 総 トン数	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

	a 高知市浦戸高知灯台（以下「高知灯台基点」という。）から157度10分の線上高知灯台基点から4,120メートルの点 b 高知灯台基点から159度10分の線上高知灯台基点から6,900メートルの点 c 高知灯台基点から141度30分の線上高知灯台基点から7,360メートルの点 d 高知灯台基点から129度40分の線上高知灯台基点から4,860メートルの点 (イ) 次の a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び d と a とを直線で結んだ線により囲まれた海域 a 高知灯台基点から194度40分の線上高知灯台基点から5,680メートルの点 b 高知灯台基点から189度55分の線上高知灯台基点から6,800メートルの点 c 高知灯台基点から179度35分の線上高知灯台基点から6,440メートルの点 d 高知灯台基点から182度25分の線上高知灯台基点から5,240メートルの点		いる推進機 関の馬力数		
--	---	--	------------------------	--	--

	【点の位置】 点A 須崎市・中土佐町青木崎共同漁業権境界基点から磁針方位 125 度 0 分の線上同基点から 5,400 メートルの点 【区域】 青木崎突端から磁針方位 125 度 0 分の線以東及び神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）以北の海域並びに点Aと大長岬西端とを結ぶ線及び点Aと小島岬南東端とを結ぶ線により囲まれた海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線以南の海域。ただし、次に掲げる区域を除く。 a 次の（a）（b）、（b）（c）、（c）（d）及び（d）（e）を結ぶ 4 直線並びに（e）（a）間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域 （a）戸島高渚から安和鵜の渚の見通し線上対岸との交点 （b）小島から点Aを見通した線と（a）から戸島高渚を見通した線との交点 （c）小島から点Aを見通した線とトオル間線との交点 （d）トオル間線と青木崎突端から磁針方位 125 度 0 分の線との交点 （e）青木崎突端 b 次の点アイ、点イウ、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キ基点丙を結ぶ 7 直線以北の海域 基点甲 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市角谷崎高渚共同漁業権境界基点	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	50馬力(143 キロワット)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	---	-----------------------	---	--------------------	---------------------------

	基点丙 須崎市角谷岬突端 点ア 基点甲から基点乙を見通した線から左に 104 度 23 分の線と 基点乙から基点甲を見通した線から右に 44 度 19 分の線との交点 点イ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 48 度 44 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 64 度 7 分の線との交点 点ウ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 54 度 41 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 76 度 42 分の線との交点 点エ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 42 度 16 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 92 度 35 分の線との交点 点オ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 35 度 39 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 82 度 58 分の線との交点 点カ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 34 度 33 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 85 度 1 分の線との交点 点キ 基点甲から基点乙を見通した線から左に 4 度 40 分の線と基 点乙から基点甲を見通した線から右に 132 度 36 分の線との交点 c 共第 2,038 号の漁場区域				
	神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線以東及び下神崎（甲崎）突端から磁 針方位 170 度 0 分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ 尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）の延長線以北の海域。た だし、共第 2,037 号の漁場区域を除く。	6 月 1 日 から 10 月 31 日まで	50 馬力 (143 キ ロ ワ ッ ト) 以下 の 範 囲 に お い て 許 可 証 に 記 載 さ れ て い る 推 進 機	許 可 証 に 記 載 さ れ て い る 船 舶 の 総 ト ン 数	漁業権区域 で 操 業 す る 場 合 は、漁 業 権 者 の 同 意 の あ る 者

			関の馬力数		
	幡多郡黒潮町浮鞭・入野共同漁業権境界基点から磁針方位140度0分の線及び四万十市平野帖付碇から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域	3月1日から8月31日まで	50馬力(143キロワット)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	幡多郡黒潮町・四万十市界（ごまじり川右岸）共同漁業権境界基点から磁針方位105度0分の線及び四万十市小名鹿灯台から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域	3月1日から8月31日まで	50馬力(143キロワット)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者